

2024年5月11日

自由民主党神奈川三区

# 憲法改正研修会

<資料>

衆議院議員 中西健治

### 3.田中角栄元首相インタビュー

「その点ではね、ドイツは、第三国に占領されている間は、憲法をつくることはできない、作っても無効だ、と主張したんだな。日本は初めて戦争に負けて、勝手が分からなかったけれども、ドイツは長い間、負けたり、勝ったりを繰り返して、他国に憲法を作らせたり、作られたりする経験を持っていたんだ。だからね、占領国から渡されたものに、憲法の名は付けないで、ドイツ国基本法、としたわけなんだ。しかも末尾に、この基本法は、占領が終わる日に、その効力を失う、と明記したんだね。そして、占領が終わると、直ちに、新憲法を作ったんだ。さすが経験者だ」

「今にして思えばだがね、占領が終結して、日本が独立を回復した昭和 27 年 4 月のサンフランシスコ講和条約発効に合わせて、今の憲法が是か非かを、国民投票にかけるべきだったな。とにかく、現行憲法について、何かモヤモヤしていたり、国民の半数近くが、憲法の成立過程に疑義をもっていたりするのはいけない。やっぱり、時代の変遷に応じて変えなくてはいけないんだ。そしてね、自分の子供たちや、孫たち、次代の国民が長きにわたって、国の基本法、最高法規として、守っていけるものを作るべきなんです」

#### 4. 当用憲法論（福田恆存）

・私は現行憲法を当用憲法と名付けた。制定の経緯が当用漢字のそれと全く同じだからです。 当用漢字は世間で考えられているように、カナ文字論者やローマ字論者の手によって提案され実施されたのではない、当時の国語審議会委員の大部分は保守派の国語学者、国文学者だったのです。

彼らは国字をローマ字化した方が良いと考えていたアメリカの教育使節団の勧奨に遭って、そんなことになったら大変だという憂国の情から、当用漢字を制定し、それを防波堤にしてそれ以上の漢字追放を阻止しようと考えたのです。

当時、それに真っ向から反対したのは、のちの審議会の主流派となったローマ字論者やカナ文字論者だった。

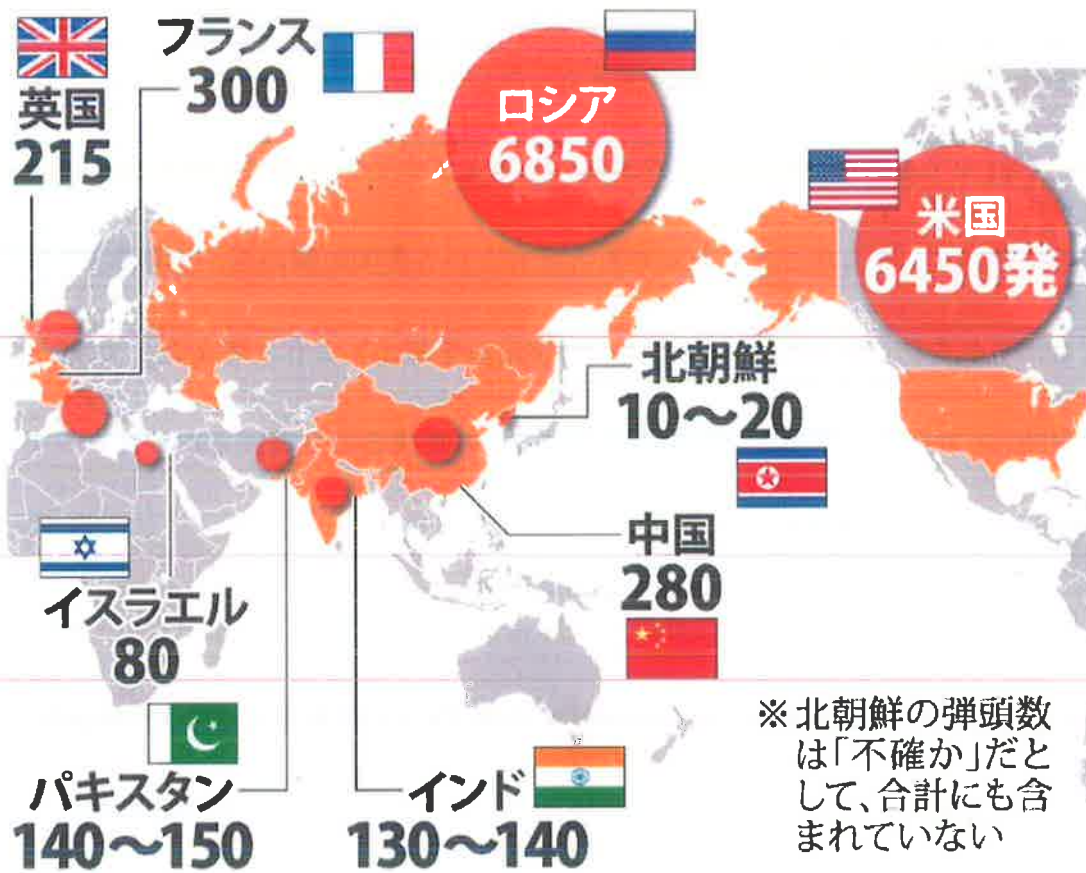
・なるほど欽定憲法の改定は自らの規定する第 73 条の手続きに従って「合法的」におこなわれたには違いない。が、手続きさえ良ければ、改定の内容は如何様にもなしうるか。

私は常識に従い、憲法の改正にはおのずと限界があるはず、(中略)そこまで改定すれば、それは改定ではなく革命と言わざるを得ません。(中略)この混乱を正し、憲法の権威を確立するためには、一日も早く当用憲法の無効を認め、これを廃棄するにしくはありません。

## 5.日本の安全保障環境

### 国別の推定核弾頭数(2018年1月現在)

※ストックホルム国際平和研究所の報告に基づく。  
解体待ちの弾頭も含む



## 6.1946 年憲法制定帝国議会

甲「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定しておりませんが、第 9 条第 2 項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したのです」

乙「侵略戦争は正しくないが、自国を守るための戦争は正しい。憲法草案のように戦争一般放棄という形ではなく、侵略戦争の放棄とすべきではないか」

甲「近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われたことは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思うのであります。(中略)正当防衛を認めることそれ自身が有害であると思うのです」

## 7. 「防衛白書」政府解釈

平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定をおいている。

もとより、我が国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。

政府は、このように我が国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは憲法上認められると解している。

このような考えに立ち、我が国は、憲法のもと、専守防衛を我が国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

## 8.自由民主党憲法改正案（第9条）

### （1）憲法改正たたき台素案（2018年3月26日）

第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところ、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。  
(9条全体を維持した上で、その次に追加)

### （2）憲法改正草案（2012年4月27日）

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項

は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は保障されなければならない。

+++++++現行憲法条文+++++++

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。